

四日市市上下水道局告示第22号

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成19年上下水道局告示第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付の対象)</p> <p>第5条 管理者は、次に掲げる者に対し、<u>新築補助金を予算の範囲内において交付する。</u></p> <p><u>(1) 補助対象区域において新築及び改築、増築等に伴い、補助対象浄化槽を設置しようとする者</u></p> <p><u>(2) 補助対象区域において既存建築物の合併処理浄化槽を補助対象浄化槽へ更新しようとする者</u></p> <p>2 管理者は、次に掲げる者に対し、<u>転換補助金を予算の範囲内において交付する。</u></p> <p><u>(1) 補助対象区域において既存建築物の単独処理浄化槽又は汲み取り式便所を廃止し、補助対象浄化槽を設置（同一敷地内の建築物から発生する</u></p>	<p>(交付の対象)</p> <p>第5条 管理者は<u>補助対象区域において新築及び改築、増築等に伴い、補助対象浄化槽を設置しようとする者に対し、補助金の対象となる経費（以下「新築補助金」という。）を予算の範囲内において交付する。</u></p>

生活排水のすべてが処理されるもの
に限る。) しようとする者

(2) 管理者が特に交付の必要があると
認めた場合

3 第1項及び第2項の規定にかかわら
ず、管理者が特に交付の必要があると認
めた場合を除き、次の各号のいずれかに
該当する者に対しては、補助金を交付し
ない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 第1項第2号のうち、過去に本補助
金交付の対象となった合併処理浄化槽
を、耐用年数の期間を満たさずに新たな
合併処理浄化槽へ更新しようとする者

(5) 補助対象浄化槽の設置を伴う事業
に対し、他の公的補助金の交付を受ける
者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号
のいずれかに該当する者に対しては、補
助金を交付しない。

(1)から(3)まで (略)

3 管理者は補助対象区域において既存
建築物の単独処理浄化槽又は汲み取り
式便所から補助対象浄化槽に転換(同一
敷地内の建築物から発生する生活排水
のすべてが処理されるものに限る。)等
をしようとする者のうち次の各号のい
ずれかに該当するものに限り補助金の
対象となる経費(以下「転換補助金」と
いう。)を予算の範囲内において交付す
る。

(1) 既存建築物の単独処理浄化槽を補
助対象浄化槽に転換しようとする場
合

(2) 既存建築物の汲み取り式便所を廃
止し、補助対象浄化槽を設置しよう

(補助金額)

第6条 前条第1項及び第2項の補助金の額は、それぞれ別表第1及び別表第2の額を限度とする。

2 前条第2項の規定による転換補助金に対しては、別表第3の額を限度として加算する。

3 前条第2項の補助金の交付を受けようとする者(以下この条において「第2項申請者」という。)のうち、申請時において第2項申請者及び第2項申請者と同居している者全員(以下この条において「第2項申請者等」という。)が65歳以上であること及び第2項申請者等の市民税が非課税である旨(申請が4月から5月までに行われる場合にあってはその前年度において市民税が非課税であった旨)の申告があったものの補助金の額は、第1項及び第2項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額を限度とする。この場合において、その額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 (略)

(1)から(3)まで (略)

する場合

(3) 管理者が特に交付の必要があると認めた場合

(補助金額)

第6条 前条第1項及び第3項の補助金の額は、それぞれ別表第1及び別表第2の額を限度とする。

2 前条第3項の規定による転換補助金に対しては、別表第3の額を限度として加算する。

(補助金交付申請)

第7条 (略)

(1)から(3)まで (略)

(4) 工事請負契約書の写し（かし担保明記したもの。購入者の場合を除く。）

(5)から(8)まで (略)

(9) 住民票（前条第3項の申告をしない者が閲覧同意書を提出した場合を除く。）

(10) (略)

2から4まで (略)

5 管理者は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、その変更を承認したときは、補助事業変更決定通知書（第4号様式の2）により補助対象者に通知するものとする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 第5条第2項の規定による転換補助金を受けようとする者は、合併処理浄化槽設置整備事業転換補助金適用申請書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を第1項に規定する申請書に添付しなければならない。

10 第5条第2項の規定による転換補助金を受けようとする者のうち、第6条第3項の規定の適用を受けようとするものは、第1項各号に規定する書類に加え、次の各号に掲げる書類を申請書に添付しなければならない。

(1) 申請者及び申請者と同居している

(4) 工事請負契約書の写し（かし担保明記したもの。購入者の場合を除く。）
又は浄化槽施工業者のかし担保に関する覚書の写し

(5)から(8)まで (略)

(9) (略)

2から4まで (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 第5条第3項の規定による転換補助金を受けようとする者は、合併処理浄化槽設置整備事業転換補助金適用申請書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を第1項に規定する申請書に添付しなければならない。

者全員の住民票

(2) 申請者及び申請者と同居している

者全員の所得課税証明書

(3) 調査同意書（第8号様式の2）

(4) その他管理者が必要と認める書類

（変更承認申請書等）

第9条 （略）

2 管理者は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、その変更を承認したときは、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業変更決定通知書（第11号様式の2）により補助対象者に通知するものとする。

3 （略）

（実績報告）

第10条 補助対象浄化槽を設置する補助対象者は、浄化槽の設置工事完了後、速やかに四日市市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）第12号様式の1に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(1) 第7条第6項第1号から第8号に規定する書類

(2)から(4)まで （略）

(5) 住民票（交付申請時に閲覧同意書を提出した場合を除く）

(6) （略）

2 （略）

（変更承認申請書等）

第9条 （略）

2 管理者は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、その変更を承認したときは、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業変更決定通知書（第11号様式の2）により補助対象者に通知するものとする。

2 （略）

（実績報告）

第10条 補助対象浄化槽を設置する補助対象者は、浄化槽の設置工事完了後、速やかに四日市市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）第12号様式の1（新築・増築・改造の場合）に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(1) 第7条第5項第1号から第8号に規定する書類

(2)から(4)まで （略）

(5) 住民票（閲覧同意可）

(6) （略）

2 （略）

(1)及び(2) (略)

(3) 住民票 (交付申請時に閲覧同意書を提出した場合を除く)

(4) (略)

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による交付額確定通知書を受けた者は、第8条第2項の規定による交付決定書を受けた日に属する年度の末日までに、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(第14号様式)により、速やかに管理者に補助金の交付を請求する。

2 (略)

別表第1 (第6条関係)

1) 人槽 区分	2) 補助金額
5人槽	<u>192,000円</u>
6人槽～7 人槽	<u>231,000円</u>
8人槽～5 0人槽	<u>292,000円</u>

別表第2 (第6条関係)

1) 人槽 区分	2) 補助金額
5人槽	<u>384,000円</u>
6人槽～7 人槽	<u>462,000円</u>
8人槽～5 0人槽	<u>585,000円</u>

(1)及び(2) (略)

(3) 住民票 (閲覧同意可)

(4) (略)

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による交付額確定通知書を受けた者は、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(第14号様式)により、速やかに管理者に補助金の交付を請求する。

2 (略)

別表第1 (第6条関係)

1) 人槽 区分	2) 補助金額
5人槽	<u>210,000円</u>
6人槽～7 人槽	<u>240,000円</u>
8人槽～5 0人槽	<u>270,000円</u>

別表第2 (第6条関係)

1) 人槽 区分	2) 補助金額
5人槽	<u>420,000円</u>
6人槽～7 人槽	<u>480,000円</u>
8人槽～5 0人槽	<u>540,000円</u>

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

四日市市上下水道事業管理者

住 所 _____

申請者

氏 名 _____ 印

(TEL) ()-()-()

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したいので、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

1 設置場所の地名地番	四日市市
2 浄化槽の型式	名称 認定番号
3 設置浄化槽の人槽	人槽
4 補助対象地域の区別	<input type="checkbox"/> 下水道事業計画区域外 <input type="checkbox"/> 7年区域
5 交付申請額	金 円
6 所 有 者	1 本人 2 共有(人) 3 その他()
7 建築物の用途	1 一般住宅 2 店舗等併用住宅 (規模制限あり) 3 地区集会所など (10人槽まで)
8 着工予定年月日	年 月 日 (建売の場合記載不要)
9 工事完了予定年月日	年 月 日 (建売の場合記載不要)
10 売買契約年月日	年 月 日 (建売の場合のみ記載)
11 放 流 先	1 河川 2 道路側溝 3 その他()

注1)補助対象となるのは自己が居住する専用住宅等に限り、併用住宅の場合は建物の1/2以上を自己の居住の用に供し、非住宅部分の面積が50㎡以下であること。

注2)11人槽から50人槽の浄化槽の場合は、建物の用途は専用住宅等に限り、併用住宅の場合は建物の1/2以上を自己の居住の用に供し、非住宅部分の面積が50㎡以下であること。

申請者および申請者と同居している者全員が65歳以上かつ、その全員が市民税非課税であるため、第6条第3項の規定による補助金限度額増額の適用を求めます。(転換補助金のみの適用)

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住 所 _____

建築者

氏 名 _____ 印

(TEL) ()-()-()

浄化槽の設置補助に係る事前協議書

販売を目的として合併処理浄化槽付建築物を建築したいので、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり設置補助について協議します。

1 設置場所の地名地番	四日市市
2 浄化槽の型式	名称 認定番号
3 設置浄化槽の人槽	人 槽
4 協議対象地区の区別	<input type="checkbox"/> 事業計画区域外 <input type="checkbox"/> 7年区域
5 建築物の用途	1 一般住宅 2 店舗等併用住宅
6 着工予定年月日	年 月 日
7 工事完了予定年月日	年 月 日
8 分 譲 予 定 年 月	年 月頃
9 放 流 先	1 河川 2 道路側溝 3 その他 ()

《建築者の記載に当たっては、建築者の署名又は記名押印をすること》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

四日市市上下水道事業管理者

印

浄化槽の設置補助に係る回答書

年 月 日付けで協議のあった販売を目的とした合併処理浄化槽付建築物に係る合併処理浄化槽の設置補助について、補助金交付の対象と認め、下記のとおり回答します。

記

- 1 設置場所の地名地番
- 2 浄化槽の形式
- 3 浄化槽の人槽
- 4 設置補助の条件

(1) 建築者は、年 月 日までに設置工事を完了すること。

(2) 承認事項

建築者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ管理者の承認を受けること。

(ア) 協議内容を変更しようとするとき。

(イ) 工事が予定の期間内に完了しないとき。

(ウ) 工事を廃止しようとするとき。

(3) 指示事項

(2)の報告に基づき管理者が必要な指示を与えたときは、速やかにその指示に従うこと。

(4) 状況報告

建築者は、工事の逐行の状況に関し、管理者から要求を受けたときは、書面により直ちに管理者に報告すること。

(5) 完了報告

建築者は、浄化槽設置工事完了後、速やかに完成報告書（第5号様式）を提出すること。

(6) 補助申請

建築者は、購入者に対して売買契約完了後速やかに管理者に補助申請を行うよう周知すること。ただし、要綱第2条に規定する合併処理浄化槽の基準が変更し、適合しなくなった場合には、補助金交付の対象とはならない。また、回答日から3年を経過した場合は補助金交付の対象とはならない。

(7) その他

補助金は要綱第5条第1項の規定に基づき、予算の範囲内において交付する。また、補助金額は補助申請時の要綱の規定に基づき交付する。

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住 所 _____

建築者

氏 名 _____ 印

(TEL) ()-()-()

補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号-2で回答を受けた合併処理浄化槽設置整備事業について、補助事業の協議内容を下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

(内 容)

- 1 協 議 内 容 の 変 更
- 2 補 助 事 業 の 延 期
- 3 補 助 事 業 の 廃 止

(理 由)

《建築者の記載に当たっては、建築者の署名又は記名押印をすること》
※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第4号様式の次に次の1様式を加える。

住 所
氏 名

補助事業変更決定通知

年 月 日付で変更承認申請のあった四日市市合併処理浄化槽設置整備事業の協議内容について、下記の通り変更を承認しましたので通知します。

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

印

記

（ 内 容 ）

第5号様式から第9号様式までを次のように改める。

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住 所 _____

建築者

氏 名 _____

印

工 事 完 成 報 告 書

年 月 日付け 第 号－2で設置補助についての回答を受けた合併処理浄化槽設置工事が完了したので、下記のとおり報告します。

記

工事完了年月日

年 月 日

[添付書類]

1. 浄化槽設置工事の状況

- (1) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
- (2) 基礎工事の状況を示す写真
- (3) 据付工事の状況を示す写真
- (4) かさ上げの状況を示す写真
- (5) 浄化槽の型式が確認できる写真
- (6) 完成写真
- (7) 転換の場合、浄化槽の配管を示す写真

2. 設置工事現場の確認を証する書類（チェックリスト）

《建築者の記載に当たっては、建築者の署名又は記名押印をすること》
※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第6号様式（第7条関係）

（別表）チェックリスト

検 査 項 目	チ ャ ッ ク の ポ イ ン ト	欄
1. 流入管、放流管等の勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差は適切か、逆流しないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4. 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点や一定間隔毎の升設置は適切か。	
5. 各種配管等の状況	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。転換の場合、浄化槽の配管を示す写真	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行えるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺状況	保守点検、清掃が困難な場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃が支障となるものがおかれていないか	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平状況	水平が保たれているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	ろ材又は接触材等に変形や破損はないか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置、汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12. 消毒装置の変形、破損、固定の状況	消毒装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13. ポンプ設備（流入ポンプ、放流ポンプ等）の設置、稼働状況	ポンプまずに変形や破損はないか。	
	ポンプまずに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取り外しが可能か。	
	ポンプ、配管等がレベルスイッチの稼働を妨げないか。	
14. ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
上記のとおり確認したことを証します。 年 月 日 浄化槽設備士氏名 (浄化槽設備士免状の番号又は修了番号:)		印

《浄化槽設備士の記載に当たっては、設備士の署名又は記名押印をすること》

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(TEL) ()-()-()

公共下水道接続確約書

私は、このたび下水道事業計画区域内において四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受け、小型合併処理浄化槽を設置するにあたり、公共下水道が供用開始になった時は、当該浄化槽を廃止し遅滞なく接続することを確約します。

なお、接続までに家屋の所有権を移転した場合には、この確約を次の所有者に必ず引き継ぎます。

《氏名の記載に当たっては、本人の署名又は記名押印をすること》
※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

合併処理浄化槽設置整備事業転換補助金適用申請書

四日市市上下水道事業管理者

この度、私は、

- 既存建築物の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する
- 既存建築物の汲み取り式便所を合併処理浄化槽に転換する

ため、四日市市合併処理浄化槽設置整備事業交付要綱第7条第8項の適用を受けたく、この証明となるものを添付して申請します。

住所

氏名

印

〔既存単独処理浄化槽の廃止処分方法〕

- 撤去破碎処分する（実績報告時に工事過程写真及び浄化槽廃止届出書添付必要）
 - 現状地で砂入れ埋設処分する（実績報告時に工事過程写真及び浄化槽廃止届出書添付必要）
 - 雨水貯留槽として再利用する（実績報告時に工事過程写真及び浄化槽廃止届出書添付必要）
- 注）移設して浄化槽として再利用する場合は加算適用されません

廃止工事業者（所在地 _____ 会社名 _____）

証明となる書類の貼り付け欄（別紙添付可）

- いずれの場合も同一敷地内の全建築物の間取りと生活排水に係る配管を示す図面
- 既存建築物の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換しようとする場合には、過去一年以内の点検維持管理表の写し及び既存の単独処理浄化槽の設置位置を示す図面
- 既存建築物の汲み取り式便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする場合には、過去1年以内のし尿汲み取り実施済証又は料金領収書のいずれかの写し

私は、管理者が住民票の閲覧をすることに同意します。

氏名 _____

印 _____

注意：本申請書は交付申請書（第1号様式）に添付しないと適用されません。

実績報告時に汲み取り式便所又は単独処理浄化槽の廃止工事過程写真の添付が必要です。

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること》

※団体の場合は、当該団体の代表者の署名又は記名押印

第8号様式の2（第7条関係）

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

調 査 同 意 書

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付第6条に規定する補助金限度額の増額の適用を受けたく、下記の要件の調査を行うことについて同意します。

記

1. 申請者及び申請者と同居している全ての構成員が65歳以上であることを証明するため、管理者が同居している全ての構成員の住民票の構成員状況を閲覧すること
2. 申請者及び申請者と同居している者全員の市民税が非課税であることを証明するため、管理者が所得課税状況を閲覧すること

住所

氏名

印

印

印

印

印

《氏名の記載に当たっては、本人の署名又は記名押印をすること》

住 所 _____

氏 名 _____

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者 印

記

- 1 交付金額 金 _____ 円
- 2 交付条件等
 - (1) 補助対象者は、年 月 日までに実績報告書を提出しなければならない。
 - (2) 承認事項
補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。
 - (ア) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (イ) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - (ウ) 補助事業を廃止しようとするとき。
 - (3) 指示事項
(2)の申請に基づき管理者が必要な指示を与えたときは、直ちにその指示に従わなければならない。
 - (4) 状況報告
補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、管理者の要求があったときには、書面により、直ちに管理者に報告しなければならない。
 - (5) 補助金の交付等
 - (ア) 補助対象者は、確定通知を受けた後、速やかに補助金の交付請求をしなければならない。
 - (イ) 補助金は、補助対象者の預金口座へ、速やかに確定金額を全額振込むものとする。
 - (6) 法定検査
補助金の交付を受けたものは、浄化槽法第 7 条及び第 11 条の規定による法定検査を受けなければならない。
 - (7) 公共下水道接続確約書
下水道事業計画区域に合併処理浄化槽を設置する者又は購入者は、公共下水道の併用開始がなされたときは、当該確約に基づき遅滞なく切り替えを行うこと。なお、同確約を遵守しない場合は、補助金を返還すること。

3 備 考

第 1 1 号様式を次のように改める。

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住 所 _____

補助対象者

氏 名 _____ 印

(TEL) ()-()-()

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号-2 で補助金交付決定を受けた四日市市合併
処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認され
たく申請します。

記

(内 容)

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理 由)

《 建築者の記載に当たっては、建築者の署名又は記名押印をすること 》
※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第 1 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

住 所

氏 名

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業変更決定通知

年 月 日付けで変更承認申請のあった四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、下記の通り変更を承認しましたので通知します。

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

印

記

(内 容)

第12号様式の1から第14号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住所 _____
補助対象者
氏 名 _____ 印
(TEL) ()-()-()

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号-2 で交付決定の通知を受けた四日市市合併
処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

また、当該浄化槽については、浄化槽法第 7 条及び第 1 1 条の規定により、法定検査を受け
ます。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
2 事業完了年月日 年 月 日

[添付書類]

- 1 浄化槽設置工事の状況を示す写真
 - (1) 浄化槽設置整備士が実地に監督していることを証する写真
 - (2) 基礎工事の状況を示す写真
 - (3) 据付工事の状況を示す写真
 - (4) かさ上げの状況を示す写真
 - (5) 浄化槽の型式が確認できる写真
 - (6) 完成写真
 - (7) 転換の場合、浄化槽の配管を示す写真
- 2 設置工事現場の確認を証する書類 (チェックリスト)
- 3 浄化槽保守点検業者との委託契約書の写し
及び浄化槽清掃業者との維持管理業務依頼書 (市町村用)
- 4 債権者登録申出兼口座振込申出書
- 5 住民票 (交付申請時に閲覧同意書を提出した場合を除く。)

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること》
※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住所 _____
補助対象者
氏名 _____ 印
(TEL) ()-()-()

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号-2で交付決定の通知を受けた四日市市合併
処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

また、当該浄化槽については、浄化槽法第7条及び第11条の規定により、法定検査を受け
ます。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
2 事業完了年月日 年 月 日

[添付書類]

- 1 登記全部事項証明（建物）
- 2 浄化槽保守点検業者との委託契約書の写し
及び浄化槽清掃業者との維持管理業務依頼書（市町村用）
- 3 債権者登録申出兼口座振込申出書
- 4 住民票（閲覧同意書可）

《補助対象者の記載に当たっては、補助対象者の署名又は記名押印をすること》
※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

第 1 3 号様式（第 1 1 条関係）

第 号

住 所 _____

氏 名 _____

(TEL)

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

印

記

金

円

第 1 4 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

補助対象者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
(TEL) ()-()-()

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号 で額の確定のあった四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

《申請者の記載に当たっては、申請者の署名又は記名押印をすること》

※法人の場合は、当該法人の代表者の署名又は記名押印

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。